
プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発**項目 第 85 回収益認識専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 85 回収益認識専門委員会（2017 年 7 月 10 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

会計基準の文案の検討**（本文）**

2. 新基準の適用範囲に含まれない保険契約の範囲を記載することがよいのではないか。
3. 契約資産及び債権の取扱いについて、現行の実務における完成工事未収入金は債権に該当するものと契約資産に該当するものが含まれると考えられるが、完成工事未収入金として金融商品の時価開示を行っており、契約資産を金銭債権として取り扱うとの事務局の提案は現行の実務と整合的であると考えられる。

（結論の背景）

4. 見出しにおける「IFRS 第 15 号」という表現を「国際財務報告基準」に置き換えているが、IFRS 全体との整合性を強く意図したものと捉えられる可能性があり、記載場所によっては、IFRS 第 15 号を基礎としたものであることを示すのがよいのではないか。
5. 新基準の結論の背景における国際財務報告基準の結論の根拠等を基礎としたものにおける記載は、IFRS 第 15 号の結論の根拠よりも IFRS 第 15 号の基準本文の内容を多く含んでいるため、見出しの表現を見直すことも考えられるのではないか。
6. 開発にあたっての基本的な方針のうち、個別財務諸表と関連諸法規等との関係の記載について、「個別財務諸表における当期純利益」という表現は当期純利益に限定しているように読まれるのではないか。また、「関連諸法規等の利害調整」という表現については、表現を見直すこととしてはどうか。
7. 新基準を特性の類似した契約又は履行義務のグループ全体に適用するとの定めと、重要性等に関する代替的な取扱いとの関係性についてわかりやすく示すのがよいのではないか。

適用指針の文案の検討

(本文)

8. 工事契約及び受注制作のソフトウェアの収益認識の単位の定めについて、異なる顧客との契約を結合できることを、適用指針本文に記載することが代替的な取扱いの趣旨の理解を容易にするのではないか。
9. 工事契約及び受注制作のソフトウェアの収益認識の単位の定めについて、異なる顧客との契約を結合できることを結論の背景に例示することによっても、従来の解釈に基づき行われていた取扱いが明確化され、企業としては実務上対応可能となると考えられる。また、当該記載を適用指針本文に行う場合、IFRS 第 15 号の原則との差異が強調されることに懸念がある。
10. 工事契約及び受注制作のソフトウェアの収益認識の単位の定めについて、複数の契約を結合した際の収益認識の時期及び金額との差異に重要性が乏しいか否かを検討すべき比較対象は、個々の契約を会計処理の単位とした場合のものではなく、新基準における原則的な定めに基づく場合の収益認識の時期及び金額ではないか。
11. 工事損失引当金について、棚卸資産との相殺表示の容認規定を工事契約会計基準から引き継いだことで、現行の実務を継続できることが明確になったと考えられる。

(結論の背景)

12. 出荷及び配送活動に関する会計処理の選択について、当該活動を履行義務として識別する原則的な取扱いを示すことで趣旨がわかりやすくなるのではないか。

(設例)

13. 設例 32 (有償支給取引) について、契約書上の記載と実質的な判断を区別して、前提条件における「買い戻す」との表現を見直すことがよいのではないか。
14. 設例 32 (有償支給取引) について、支給時に棚卸資産を残すことは IFRS 第 15 号の支配の移転の概念と整合するが、現行の実務と異なるものとなると考えられ、関係者に本設例について周知し、公開草案で意見を求めるのがよいと考えられる。

コメントの募集及び公開草案の概要の文案の検討

15. コメントの募集において、IFRS 第 15 号及び Topic 606 の適用時期を示すことがよ

いのではないか。

16. 新基準は上場企業のみならず会社法監査対象企業にも適用されることを示すことがよいのではないか。
17. 中小企業においては新基準適用後も現行の実務が継続できることを明確に示すことがよいのではないか。
18. 事務局の提案する文案では、中小企業は新基準を適用することができないと読めるため、表現を見直すのがよいのではないか。
19. 特定の状況又は取引における取扱いについて、文案に記載されている3項目以外にもあることを示す方が、関係者に誤解が生じないのではないか。
20. 設例に関する質問について、国際財務報告基準の設例を基礎としたもの以外のものという表現ではなく、本適用指針で別途定めた設例ということを示す表現とするのがよいのではないか。
21. 別紙3については、IFRS第15号を基礎としていることがわかる表現としたうえで、コメント募集に含めることがよいと考えられる。

以 上